

## [ 事案 20-41 ] 契約者貸付等無効確認請求

- ・平成 20 年 10 月 20 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 9 月 30 日 和解成立

### < 事案の概要 >

契約者が知らないうちに妻が無断で契約者貸付を受けたが、これは保険会社が契約者本人の意思確認をしないまま行われたもので、貸付は無効であると申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

私は、自分を契約者・被保険者として昭和 54 年に加入し、その後同 62 年の第 1 回目の転換契約含め計 3 回の契約転換と、特約解約・保険金減額等をしながら継続し、平成 19 年 8 月に解約した。この間、妻が無断で契約者である自分が知らないうちに、契約者貸付(平成 4 年)、生保カード発行(同 6 年)およびカード貸付(同 7 年から計 22 回)が行われていたことが、平成 18 年になって分かり、転換時や保険金減額時、解約時にそれぞれ貸付金の精算金として差し引かれ、その差引き合計額は 139 万円余となっていた。

契約者貸付、生保カード発行手続き等について、契約者である私は全く関知しておらず、貸付申込書等の書面にも署名・押印等をしていない。妻に確認したところ、営業担当者(退職済)のアドバイスで契約者貸付、カード発行の手続きをしたことを認めている。

保険会社は権利者である契約者の意思を確認せず、営業担当者も不適切な手続きに関与しており、契約者貸付、生保カード等の手続きは無効である。契約者貸付等をなかったことにして、契約転換時、解約時に差し引かれた貸付金精算金を返還して欲しい。

### < 保険会社の主張 >

契約者貸付手続き等を無効にして、貸付金精算額の返還を求める申立人の請求には、下記理由により応ずることは出来ない。

- (1)以下の ~ を考慮すると、少なくとも昭和 62 年の第 1 回目の転換契約締結時以降は、申立人は自分が契約者であることを認識したうえで、契約後の諸手続きを妻に包括的に委任していたと考えられる。したがって、本件店頭貸付およびカード申込み手続きについても、実質的には申立人の意思により手続きがなされたものと考えられる。

申立人には生命保険契約申込みの意思はあった。

3 回の転換契約の契約申込書の署名はいずれも妻のものである。また、第 1 回目の転換契約の申込書については、妻によれば「主人からお前が書いてくれと言われたため自分が記入した」とのことである。

保険金変更請求も妻が記入している。なお、本手続きにより貸付金が返済されるものではなく、妻が申立人の意思に反して無断で手続きしたとは考えにくい。

手続きに当って必要な保険証券の提出と届出印の押印がなされていることから、普段から保険証券と届出印の管理は申立人ではなく妻が行っていたと考えられる。また、当社は、度重なる貸付、返済手続きのたびに手続き結果の通知を契約者宛に送付しているほか、貸付額も記載された総合通知を年 1 回契約者に郵送している。申立人は少なくともこれらの通知の一つを見れば、貸付金の存在を容易に知ることが出来たにもかかわらず、申立人は平成 18 年 6 月頃の通知で初めて貸付金の存在を知ったとしている。この点からすると、申立人は自分で契約を管理する意思が極めて乏しかったと考えられる。

- (2) また、仮に妻に委任する意思がなかったとしても、上記(1)および下記 ~ を考慮すると、妻に委任していた外観が存在することにつき申立人には帰責性があると考えられる。

一方、当社は本件店頭貸付およびカード申込手続きについて、申立人からの請求である、または妻に手続きを委任していた、と信じる相当の理由があると考えられる。

本件店頭貸付については、請求書には保険証券に印字された届出印が押印され、保険証券および届出印が押印された委任状が提出された。

本件カード申込手続きについては、請求書には保険証券に印字された届出印が押印され、保険証券が提出され、カード申込書の筆跡と保険証券の署名の筆跡が一致している。

第1回目転換契約(昭和62年)の申込書については、契約者である申立人の指示で妻が記入したと考えられる。その一方で、店頭貸付手続きおよびカード申込手続きが、申立人の意思によらず、無断で行われたことを疑うべき特段の事情はなかったと思われる。

#### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書等書面にもとづいて検討を行っていたところ、保険会社より和解案の提示があったが、申立人は同和解案を拒否した。

裁定審査会としては、本件は夫婦間における出来事であり、表見代理の成否等が問題となり得る事案であること、また諸手続きが行われてから相当期間が経過していること等を考慮すると、保険会社が提示した和解案(すべての貸付手続がなされずに平成19年に解約手続がなされたと仮定した場合において、申立人が受け取れたはずの解約返戻金を支払う)は妥当なものであると考え、生命保険相談所規程第41条第1項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。

#### (参考) 表見代理

「表見代理」とは、本人の代理人のように行動した者に実際は代理権がなかったけれども(無権代理)、取引の相手方から見るとあたかも代理権が存在しているかのように見える場合において、代理権が存在するものと信じて取引した者を保護する制度である(民法109条,110条,112条)。